江東区スポーツ関連情報ツイッター運用要領

平成２５年６月２４日
地域振興部スポーツ振興課

（目的）
第１条　本要領は、スポーツ振興課が取得した江東区スポーツ関連情報 Twitter アカウント（以下、「区スポーツツイッター」という。）をスポーツ行事等における区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の定義）
第２条　本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。
(1) ツイッター　インターネット上で 140 字文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
(2) 区スポーツツイッター　スポーツ振興課が設置・運用する公式ツイッターをいう。
(3) アカウント　ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
(4) ツイート　ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
(5) フォロー　他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
(6) リプライ　ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
(7) リツイート　ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。
（運用主体）
第３条　区スポーツツイッターの運営主体は江東区とし、アカウントの管理及びツイートの発信はスポーツ振興課が行う。
２　区スポーツツイッターのアカウントは、kotoku_sports とする。
（運用主体等の明示）
第４条　この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、区スポーツツイッターのプロフィール欄に明示する。
（アカウント運用者の明示）
第５条　なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として区スポーツツイッターのアカウント名を区ホームページに明示し、周知する。
（掲載内容）
第６条　区スポーツツイッターでは、以下の情報を掲載することとする。
(1) 区が主催するスポーツ行事に関する開催又は中止等の判断
(2) その他スポーツ振興課長が適当と認める情報
（フォロー、リプライ及びリツイートの制限）
第７条　区スポーツツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。
ただし、政府機関、東京都、地方公共団体等の発信する公益性の高いツイートであり、かつスポーツ振興課長が必要と認めるものはこの限りではない。
（運用要領の変更）
第８条　本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、区スポーツツイッター又は区ホームページに明示し、周知する。
（その他）
第９条　その他、本要領の実施について必要な事項は、スポーツ振興課長が別に定める。

付　則

本要領は、平成２５年６月２４日から施行する。